要援護者情報と消防総合情報システム (消防指令システム)との連携について

平成 16 (2004)年 12月 13日 横須賀市消防局

1 横須賀市の地理的な条件

横須賀市の地形は、神奈川県の南東、三浦半島の中央部に位置し、東京から 50km 圏内にあります。東側は東京湾、西側は相模湾に面し、市域の面積は、100.67 平方キロメートル、人口は約43万人です。

高台や丘陵地が多いことからトンネルが多数あり、市街地の形成も分散型で、高台と高台に挟まれ、道路が狭く袋小路状の谷戸地域も多い。消防活動など防災面では、非常に不利な地形であり、三浦半島地域の市町においても同様な地理的特徴を持っています。

2 経緯

消防局新庁舎の建設にあわせて、防災拠点としての機能を強化するために、 高度な情報機能を有する消防総合情報システムを導入し、平成 14 年 4 月から 稼動しています。

消防総合情報システムは、2つのシステムから構成され、火災や救急を迅速・的確に処理するための自動出動指令及び災害現場に要援護者や建物などの支援情報を提供する指令系システムと、地震や風水害等災害対策本部が設置されるような大規模な災害時に災害情報を正確に把握し、適切に対処するための防災系システムとなっています。

3 要援護者情報と消防総合情報システムとの連携について

119 番通報で受信した災害点の住所を消防総合情報システムに入力することにより、事前に取り込まれた要援護者情報から、災害現場及び付近に居住する要援護者の有無と、該当する者の属性情報を、指令室内の 119 番を受信する指令装置及び地図検索装置に支援情報として表示するものです。

また、指令装置で確認された情報を、出場途上の各消防車両等の端末機の画

面に文字情報として送信します。情報を受けた現場職員は、消火・救急・救助 活動等の支援情報として活用し、迅速な活動を行います。

4 高齢者等情報(要援護者情報)

- (1) 一人暮らし高齢者情報(65歳以上の人で、民生委員を通して長寿社会課のシステムに登録されている人)
 - ・個人情報の内容:

氏名・住所・性別・生年月日・電話番号 かかりつけの医療機関名・診療科目・主な病名 協力員の氏名・住所・電話番号(民生委員ほか) 緊急連絡先の氏名・電話番号・本人との続柄

住民基本台帳ではなく長寿社会課の情報を利用する理由 本件において、住民基本台帳の個人情報ではなく、長寿社会課の情報 を利用する理由としては、次の2点が挙げられます。

住民基本台帳上、単身世帯であっても、実際は家族のもとで同居 していたり、施設等へ入居しているケースがある。

長寿社会課の情報は、民生委員が実際の状況を調査した情報であるため、住民基本台帳の情報よりも実態に近く、有用な情報である。 情報項目に、かかりつけ医療機関名や緊急連絡先などの災害対応 するうえで、有効な情報を持ち合わせていること。

- (2) 重度障害者情報(障害者等級)
 - ア 障害等級1・2級の人
 - イ 知的障害で IQ35 以下の人、
 - ウ 障害等級が3級でかつ IQ が50以下の人
 - ・個人情報の内容:

氏名・住所・性別・生年月日・電話番号・障害名・障害等級

・上記の等級を対象とした理由としては、次の2点が挙げられます。

視覚・聴覚などの重度の障害を持ち、また知的障害や肢体不自由により自力歩行や移動が困難な人であり、火災の発生などの避難の際に、特に支援が必要と考えられること。

心臓・呼吸器・内臓などの障害により、限られた医療機関での対応が必要であることや、搬送方法に注意が必要であること。

- (3) 要介護認定者情報 (要介護度:3以上の人)
 - ・個人情報の内容:

氏名・住所・性別・生年月日・電話番号・要介護度

・要介護度3以上を対象とした理由としては、前(2)と同様です。

5 個人情報の保護・取扱い

- (1) 個人情報の目的外利用にあたるため、横須賀市個人情報保護条例に基づく、個人情報保護運営審議会に諮問し、審議を経て了承を得ています。
- (2) 要援護者情報の管理については、消防局の各課、各消防署に個人情報管理責任者を定め、個人情報の漏洩の防止のために、研修などの機会を通じて、その保護・徹底を図っています。

また、「消防総合情報システム運用管理基準」(平成16年1月1日施行)で、システムの管理責任者や利用者の情報取扱上の責務等を定めて、更に個人情報等の管理の徹底を図っています。

(3) 目的外利用の対象者本人への通知については、広報紙を通じて「要援護者に対する支援体制を充実する旨と個人情報保護運営審議会の審議を経て慎重に管理する旨」を広く市民へ公開することにより、個人への通知は省略しています。

6 要援護者情報の活用効果

(1) 迅速な人命救助活動

火災発生時、出火家屋や出火点付近などに要援護者がいることを出動時 に得ることで、迅速な救助活動を図ります。

(2) 病院選定時間の短縮

救急要請時、障害名情報を掌握していることで、適切な病院選定作業に 有効となり、選定時間の短縮が図れます。

(3) 安全性・迅速性の向上

救急要請時、障害名や要介護度などの情報を得ることで、救急処置や搬送方法の安全性や搬送の迅速性が向上します。

(4) 要援護者からの通報への対応

一人暮らし高齢者の連絡先、協力員の住所、電話番号等の情報が分かる ことで、緊急通報システムのペンダント通報などの無言の通報にも対応がで き、通報場所の特定など迅速・的確に行えます。

資料目次

1 .	横須賀市個人情報保護条例(抜粋)・・・・・・・・・・・・1
2 .	個人情報保護運営審議会資料「一人暮らし高齢者」・・・・・・・・2
3 .	個人情報保護運営審議会資料「重度障害者」「要介護認定者」・・・・・・
4 .	答申書(市長の所管に係る個人情報の取扱いについて)・・・・・10
5 .	指令台での要援護者情報について・・・・・・・・・・12
6.	要援護者データメンテナンス手順書 (抜粋)・・・・・・・・・ 1 8

個人情報保護条例(抜粋)

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該個人情報を利用(以下「目的外利用」という。)し、又は実施機関以外の者に当該個人情報を提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないとき。
- (4) 正当な事務又は事業の実施のため必要があると実施機関が審議会の意見 を聴いた上で認めるとき。
- 2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定に該当して個人情報を目的外利用又 は外部提供(以下「目的外利用等」という。)したときは、その旨及びその目的を本 人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたと きは、この限りでない。
- 3 実施機関は、目的外利用等を新たに開始しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(オンライン結合による提供)

第 12 条 実施機関は、法令(本市の条例を除く。以下この条において同じ。)に定めがあるとき又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による個人情報の提供を行ってはならない。

- 2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を新たに開始しようとする ときは、法令に定めがある場合を除き、あらかじめ審議会の意見を聴かなければな らない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 実施機関は、法令に定めがある場合において、オンライン結合による個人情報 の提供を新たに開始し、又はその内容を変更したときは、速やかに審議会に報告し なければならない。

(平 14 条例 29・一部改正)



個人情報保護運営審議会資料 ③ 平成 12 年 12 月 26 日 (火)

諮 問 理 由

現在、横須賀市の消防防災体制を強化するため、「消防局新庁舎」の建設を進めております。(平成13年度末の完成予定)

その中に新しいシステムとして災害対応の中枢となる、消防総合情報システムを整備します。

消防総合情報システムは、火災・救急・救助など市内で発生した災害に対し、市民から の119番通報を受信し、 災害活動に必要な消防車両等を出動させるシステムです。

また素早い出動と迅速な災害対応を可能にするため、システム内に市内の主な建物や施設の概要の他、統合GISを基に作成する地図情報など、災害出場や災害現場で利用される多くの情報を整備します。

今回、整備する情報の中で、災害時に要援護者といわれる高齢者について、長寿社会課が保有する「一人暮らし高齢者」情報を利用することが、個人情報保護条例第9条に定める目的外利用にあたるため、同条第1項第4号の規定に基づく目的外利用の是非について、本審議会の意見を求めるものです。

1 事業目的

消防業務は、災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減することを目的としています。

災害時における情報の収集は、効果的な災害対応をするうえで重要な活動であり、現 状では、そのほとんどが災害現場到着後の活動となっており、これらの情報を事前に得 ることにより、迅速な活動が促されることとなります。

特に災害時には、要援護者といわれる「一人暮らし高齢者」情報(以下、「要援護者情報」という。)を消防総合情報システムに整備することにより、火災現場における人命 救助活動などの迅速性と、救急搬送対応の更なる安全性の向上が図れます。

2 運用方法

- (1) 要援護者情報を、指令室内の119番を受ける指令装置及び地図検索装置に支援情報として整備します。
- (2) 災害発生時に指令室内の指令装置及び地図検索装置の画面には、災害現場あるいは 付近の住宅等に要援護者がいることと、該当する属性情報が表示されます。
- (3) 指令装置で確認された情報を、出場途上の各車両の端末機に文字情報として送信します。
- (4)情報を受けた現場職員は、消火・救急・救助活動の支援情報として利用し、迅速な活動を行います。

3 目的外利用する個人情報

一人暮らし高齢者

※ 65歳以上の人で民生委員を通して長寿社会課に登録されている人

- (1) 個人情報の内容
 - ① 氏名
 - ② 住所
 - ③ 性別
 - ④ 生年月日
 - ⑤ 電話番号
 - ⑥ かかりつけの医療機関名 診療科目 主な病名
 - ⑦ 協力員の氏名 住所 電話番号 (民生委員ほか)
 - ⑧ 緊急連絡先の氏名 電話番号 本人との続柄
- (2) 住民基本台帳ではなく長寿社会課の情報を利用する理由

住民基本台帳に記載されている個人情報を行政が行う業務等に利用することは、 住民基本台帳法の目的から考えて、目的内利用として判断されるため、住民基本台 帳の個人情報を利用するのが一般的です。

本件において、住民基本台帳の個人情報ではなく、長寿社会課の情報を利用する 理由としては、次の2点が挙げられます。

① 住民基本台帳上、単身世帯であっても、実際は家族のもとで同居していたり、 施設等へ入居しているケースがある。

長寿社会課の情報は、民生委員が実際の状況を調査した情報であるため、住 民基本台帳の情報よりも実態に近く、有用な情報である。

② 情報項目に、かかりつけ医療機関名や緊急連絡先などの災害対応するうえで 有効な情報を持ち合わせていること。

4 個人情報の保護

指令装置・地図検索装置に要援護者情報が整備されることにより、災害対応の迅速化 を図ることが可能となり、人命救助活動や救急搬送業務に大きな効果が期待されますが、 災害時という緊急的な状況とはいえ、指令室内で指令業務を行う情報調査課職員と、災 害現場に出動する現場職員が要援護者情報を取り扱うこととなります。

消防総合情報システムの導入にあたり、個人情報保護についての職員研修を実施する とともに、取扱についてのルールを定め個人情報の保護を職員に徹底します。

指令装置・地図検索装置を操作する場所は、指令室という限られた場所で行われ、操作員についても情報調査課の指令員という特定の職員となります。

また指令室は、指令員が24時間常駐しており、一般外来者はもとより指令員以外の職員にあっても、むやみに立ち入ることのできない部屋となっております。

要援護者情報を利用するのは、災害発生時に災害現場住宅・その付近の住宅に該当者

がいた場合に表示されることとなり、災害現場職員は指令室内で必要と判断された場合に、車両端末機に送信され文字情報として確認できることとなります。

災害現場への送信方法については、パケット通信方法を採用し、デジタル化したデータの送信となるため、アナログ回線・無線などのような盗聴による情報漏れは回避できます。

要援護者情報を管理する各装置は装置内だけのデータファイルであり、他課・外部からのアクセスは不可能です。

要援護者情報の管理・保有について、通常時であれば指令室内の各装置とそれを取り扱う情報調査課職員となりますが、災害時には多数の職員が内容を確認することができるため、指令室内の管理・運用と災害現場職員の運用体制等を明確にし、個人情報の保護に万全を期してまいります。

5 本人への通知について

本人通知については、当局指導課が実施する「一人暮らし高齢者」に対する防火訪問 を実施する際に消防総合情報システム中に「一人暮らし高齢者」の情報を利用した旨を 口頭により説明します。

6 今後予想される対象者や属性情報の充実と取扱方法

今回は、新しいシステムの導入のため現在必要と思われる対象者と属性情報としましたが、今後、要援護者の対象範囲の拡大や属性情報の充実について検討を重ね、更に効果的な消防業務が展開していくと判断されれば、事前に本審議会へ諮問しご審議をいただきます。

添付書類

- ① 消防総合情報システム及び車両端末の活用イメージ
- ② 情報整備及び活用フロー図
- ③ 指令装置表示画面イメージ及び車両端末表示イメージ
- ④ 地図検索装置イメージ
- ⑤ 活用効果
- ⑥ 他都市の状況



個人情報保護運営審議会資料① 平成 13 年 10 月 30 日 (火)

諮 問 理 由

現在、横須賀市の消防防災体制を強化するため、「消防局新庁舎」を、平成13年度末の 完成予定として建設を進めています。

その中に新しいシステムとして災害対応の中枢となる、消防総合情報システムを整備します。

消防総合情報システムは、火災・救急・救助など市内で発生した災害に対し、市民からの119番通報を受信し、 災害活動に必要な消防車両等を出動させるシステムです。

また素早い出動と迅速な災害対応を可能にするため、システム内に市内の主な建物や施設の概要の他、統合GISを基に作成する地図情報など、災害出場や災害現場で活用される多くの情報を整備します。

今回、整備する情報の中で、災害時に要援護者といわれる障害者や要介護認定者など、 障害福祉課及長寿社会課びが保有する情報を活用することが、個人情報保護条例第9条に 定める目的外利用にあたるため、同条第1項第4号の規定に基づく目的外利用の是非並び に同条第2項の規定に基づく目的外利用の際の本人通知における但し書き適用の是非につ いて、本審議会の意見を求めるものです。

1 事業目的

消防業務は、災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減することを目的としています。

災害時における情報の収集は、効果的な災害対応をするうえで重要な活動であり、現 状では、そのほとんどが災害現場到着後の活動となっており、これらの情報を事前に得 ることにより、迅速な活動が促されることとなります。

特に災害時には、要援護者といわれる「重度障害者」や「要介護認定者」情報(以下、「要援護者情報」という。)を消防総合情報システムに整備することにより、火災現場における人命救助活動などの迅速性と、救急搬送対応の更なる安全性の向上が図れます。

なお、平成 12 年 12 月 26 日の本審議会におきまして、要援護者の対象となる長寿社会 課が保有する「一人暮らし高齢者」の情報について、目的外利用することをご承認され ております。

今回は、事業目的に該当する要援護者情報を更に検討し、対象者の充実を図ったものです。

2 運用方法

(1) 要援護者情報を、指令室内の119番を受ける指令装置及び地図検索装置に支援情報として整備します。

- (2) 災害発生時に指令室内の指令装置及び地図検索装置の画面には、災害現場あるいは 付近の住宅等に要援護者がいることと、該当する属性情報が表示されます。
- (3) 指令装置で確認された情報を、出場途上の各車両の端末機に文字情報として送信します。
- (4)情報を受けた現場職員は、消火・救急・救助活動の支援情報として活用し、迅速な活動を行います。

3 整備する個人情報

(1)障害福祉課関係

重度障害者

- (ア) 個人情報の内容
 - 氏名
 - ② 住所
 - ③ 性別
 - ④ 生年月日
 - ⑤ 電話番号
 - ⑥ 障害名・障害等級
- (イ) 重度障害者を対象とした理由

対象者は、視覚・聴覚など重度の障害がある人、また知的障害や肢体不自由により自力歩行・移動が困難な人などであり、火災発生時等の避難に特に消防隊による 支援が必要と考えられること。

さらに心臓・呼吸器・内臓等の障害により、限られた医療機関での対応が必要であることや搬送方法に注意の必要がある人であること。

(2) 長寿社会課関係

要介護度3以上

- (ア) 個人情報の内容
 - ① 氏名
 - ② 住所
 - ③ 性別
 - ④ 生年月日
 - ⑤ 電話番号
 - ⑥ 要介護度
- (イ) 要介護度3以上とした理由

対象者は、様々な状況により自力歩行・移動が困難な人などであり、火災発生 時等の避難に特に消防隊による支援が必要と考えられること。

また、救急事故等において、搬送における消防隊の支援などが必要と考えられ

ること。

4 個人情報の保護

指令装置・地図検索装置に要援護者情報が整備されることにより、災害対応の迅速化 を図ることが可能となり、人命救助活動や救急搬送業務に大きな効果が期待されますが、 災害時という緊急的な状況とはいえ、指令室内で指令業務を行う情報調査課職員と、災 害現場に出動する現場職員が要援護者情報を取り扱うこととなります。

消防総合情報システムの導入にあたり、個人情報保護についての職員研修を実施するとともに、取扱についてのルールを定め個人情報保護について職員に周知徹底を図ることと致します。

指令装置・地図検索装置を操作する場所は、指令室という限られた場所で行われ、操作員についても情報調査課の指令員という特定の職員となります。

また指令室は、指令員が 24 時間常駐しており、一般外来者はもとより指令員以外の職員にあっても、むやみに立ち入ることのできない部屋となっております。

要援護者情報を活用するのは、災害発生時に災害現場住宅・その付近の住宅に該当者がいた場合に表示されることとなり、災害現場職員は指令室内で必要と判断された場合に、車両端末機に送信され文字情報として確認できることとなります。

災害現場への送信方法については、パケット通信方法を採用し、デジタル化したデータの送信となるため、アナログ回線・無線などのような盗聴による情報漏れは回避できます。

要援護者情報を管理する各装置は装置内だけのデータファイルであり、他課・外部からのアクセスは不可能です。

要援護者情報の管理・保有について、通常時であれば指令室内の各装置とそれを取り扱う情報調査課職員となりますが、災害時には多数の職員が内容を確認することができるため、指令室内の管理・運用と災害現場職員の運用体制等を明確にし、個人情報の保護に万全を期してまいります。

5 本人通知の例外について

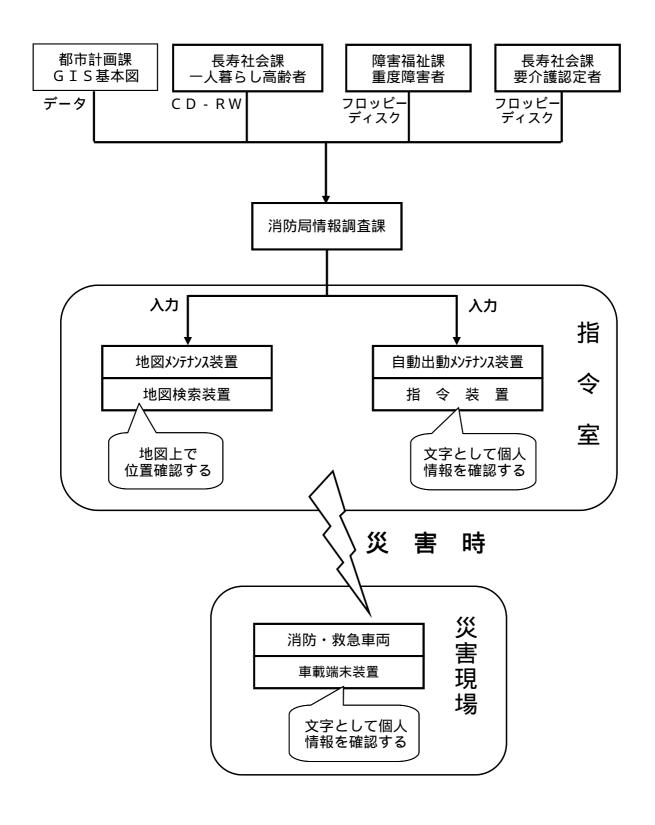
本件における目的外利用の対象者は、約 / 0,000 人 に及ぶため、広報誌等により消防総合情報システムを紹介する中で、要援護者に対する支援体制を充実する旨を表現することにより市民へ公開し、本人同意の通知を省略いたしたいと考えております。

6 添付書類

- ① 消防総合情報システム及び車両端末の活用イメージ
- ② 情報整備及び活用フロー図
- ③ 指令装置及び車両端末の画面イメージ

- ④ 地図検索装置イメージ図
- ⑤ 要援護者情報の活用効果
- ⑥ 他都市の状況

情報整備及び活用フロー図





平成 13年(2001年)1月10日

横須賀市長 沢 田 秀 男 様

横須賀市個人情報保護運営審議会 委員長 島 田 茂

市長の所管に係る個人情報の取扱いについて(答申)

平成 12 年 12 月 26 日付け横総行第 0103 号で諮問のありました個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づく目的外利用について審議した結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、一人暮らし高齢者は詐欺や強盗等の犯罪に巻き込まれたり、押し売り等の被害に遭いやすい状況におかれていることから「火災予防業務における目的外利用」及び「消防総合情報システムにおける目的外利用」にあたっては、「個人情報の取扱マニュアルの整備」、「セキュリティへの十分な配慮」などの方策を講じ、当該高齢者の個人情報の厳正な管理に万全を期するよう要望します。



横個運第 1 号 平成 13 年 (2001 年) 10 月 30 日

横須賀市長 沢 田 秀 男 様

横須賀市個人情報保護運営審議会 委員長 島 田 茂

市長の所管に係る個人情報の取扱いについて(答申)

平成 13年(2001年)10月 30日付け横総行第 0117号で諮問のありました個人情報保護条例第 9条第 1 項第 4号の規定に基づく目的外利用及び同条第 2 項の規定に基づく目的外利用における本人通知の省略並びに第 12 条第 2 項に基づくオンライン結合による提供について審議した結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

なお、「消防総合情報システムにおける目的外利用における本人通知の省略」については、広報よこすかの紙面において、本審議会の議を経た目的外利用である旨を公表することを条件とします。

また、重度障害者及び要介護度3以上の者が、詐欺や強盗等の犯罪に巻き込まれないようなことがあってはならないこと及び知的障害者に係るセンシティブな情報の取扱いについては厳重な保護措置が必要であることから、「消防総合情報システムにおける目的外利用」にあっては、個人情報の取扱いマニュアルの整備及びセキュリティへの十分な配慮などの方策を講じ、個人情報の厳正な管理に万全を期するよう要望します。

指令台での要援護者情報について

1.要援護者一覧(別紙1)

要援護者一覧は、災害住所と同じ町名・丁目に該当者がいる場合には、【要】ボタンを押下することによって、表示される一覧です。

要援護者一覧の機能は次のとおりです。

電話番号での絞込み検索が可能(該当者多数の場合の検索機能の強化) 氏名をカタカナ表記(住民基本台帳の外字の漢字を使用している場合 に文字化けになるため)

高齢・障害・介護ごとに該当するものを で表示する。(該当する情報を個別に表示する)

2. 要援護者個別情報(別紙2-1~3)

要援護者個別情報は、該当する【 】印を押下することによって、詳細情報が表示されるものです。

要援護者個別情報に関する内容は、次のとおりです。

要援護者個別情報の画面は、3つ(高齢・障害・介護)の情報ごとに表示されます。

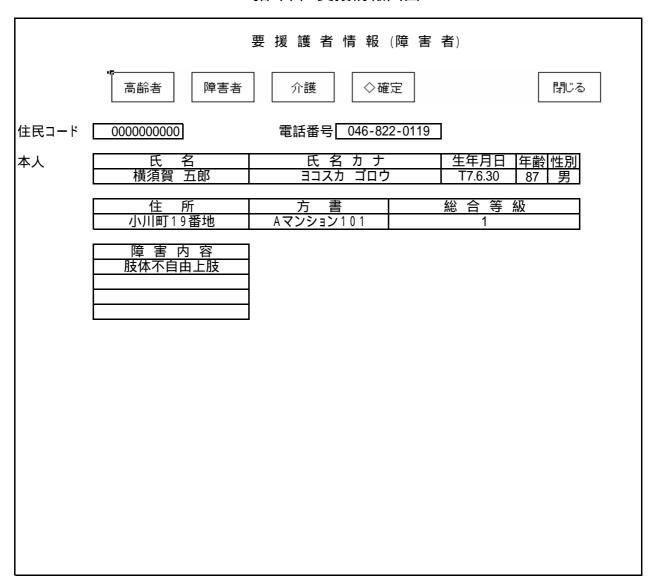
- ・ 複数の情報に該当する場合には、要援護者情報の画面で切り替えが可能です。
- ・ 要援護者情報で【確定】を押下することによって、該当する情報を全 て車載端末へ情報提供が行えます。(件数は最大3名)

3. 車載端末機での情報画面(別紙3)

車載端末機での情報画面は、別紙資料のとおりです。

		要援護者一覧			
電話番号		確	定情報」「前頁」「次頁	1頁 閉	じる
電話番号	氏 名	住 所	方 書	高 障 :	介
046-8××-×××	スズキ イチロウ	小川町11番地	AB八イツ1014		
046-8××-×××	スズキ ジロウ	小川町11番地	AB八イツ1015		
046-8 × × - × × ×	ヨコスカ タロウ	小川町12番地			
046-8××-×××	ヨコスカ ジロウ	小川町13番地			
046-8××-×××	ヨコスカ サブロウ	小川町14番地			
046-8 × × - × × ×	ヨコスカ シロウ	小川町15番地			
046-822-0119	ヨコスカ ゴロウ	小川町17番地	Aマンション101		
046-8 × × - × × ×	ヤマモト イチロウ	小川町17番地	Aマンション102		
$046-8 \times \times - \times \times \times$	ヤマモト ジロウ	小川町17番地	Aマンション103		
046-8 × × - × × ×	ヤマダ イチロウ	小川町19番地	Dアパート201		
046-8 × × - × × ×	ヤマダ ジロウ	小川町19番地	Dアパート202		
$046-8 \times \times - \times \times \times$	ヨコヤマ タロウ	小川町19番地	Dアパート203		
$046-8 \times \times - \times \times \times$	ヨコヤマ ジロウ	小川町19番地	Dアパート204		
$046-8 \times \times - \times \times \times$	ヨコヤマ サブロウ	小川町24番地			
$046-8 \times \times - \times \times \times$	ヨコヤマ シロウ	小川町25番地	Bマンション1001		
$046-8 \times \times - \times \times \times$	ヨコヤマ イチロウ	小川町25番地	Bマンション1002		
$046-8 \times \times - \times \times \times$	ヨコヤマ ジロウ	小川町25番地	Bマンション1003		
$046-8 \times \times - \times \times \times$	ヨコタ イチロウ	小川町25番地	Bマンション1004		
$046-8 \times \times - \times \times \times$	ヨコタ ジロウ	小川町28番地	Cマンション1201		
$046-8 \times \times - \times \times \times$	タナベ イチロウ	小川町28番地	Cマンション1202		
$046-8 \times \times - \times \times \times$	タナベ ジロウ	小川町28番地	Cマンション1203		
$046-8 \times \times - \times \times \times$	タナベ ハナ	小川町28番地	C マンション1204		
$046-8 \times \times - \times \times \times$	タナベ キミ	小川町28番地	Cマンション1205		
$046-8 \times \times - \times \times \times$	タナベ サチコ	小川町28番地	Cマンション1206		

		要援護者情報(高齢	者)
	高齢者障害者	介護 ◇確定	閉じる
住民コード	000000000	電話番号 046-822-0119]
本人	氏 名 横須賀 五郎	氏 名 カ ナ ヨコスカ ゴロウ	生年月日 年齢 性別 T7.6.30 87 男
	住 所 小川町19番地	方 書 Aマンション101	
協力員	氏 名 横浜 一郎 三浦 良子	住 所 小川町20番地 稲岡町21番地	電話番号 046-822-4321 046-822-8765
緊急連絡先	氏 名 横浜 一郎	住 所 小川町20番地	電話番号 関係 046-822-4321 子
民生委員	氏 名 葉山 町子	住 所 日の出町1丁目1番地	電話番号 046-822-0001
医療機関	医療機関名 診 湘南グリーンクリニック	病 名 電話番号 療 科 目 狭心症 046-834-8991	
特記事項			



	要援護者情報(介護)
	- 高齢者 障害者 介護 ◇確定 閉じる
住民コード	00000000000 電話番号 046-822-0119
本人	氏名 大名カナ 生年月日 年齢 性別 横須賀 五郎 ヨコスカゴロウ T7.6.30 87 男
	住所 方書 要介護度 小川町19番地 Aマンション101 3

消防・救急車両の車載端末画面

一人暮らし高齢者情報

要援護者情報					
本人	登録電話番号	046-822-0119			
	氏名	ヨコスカ ゴロウ	性別	男	
	生年月日	T.07.06.30	年齢	87	
	住所名称	小川町19番地			
	住所肩書	Aマンション101			
	障害名			高	
緊急通報先	氏名	横浜 一郎			
	電話番号	046-822-4321			
医療機関	医療機関名	湘南グリーンクリニック			
	電話番号	046-834-8991			
	主な病名	狭心症			
協力者	氏名	横浜 一郎	三浦 良	子	
	電話番号	046-822-4321	046-822-	8765	

障害者 情報

要援護者情報					
本人	登録電話番号	046-822-0119			
	氏名	ヨコスカ ゴロウ	性別	男	
	生年月日	T.07.06.30	年齢	87	
	住所名称	小川町19番地			
	住所肩書	Aマンション101			
	障害名	肢体不自由上肢	1級	障	
緊急通報先	氏名				
	電話番号				
医療機関	医療機関名				
	電話番号				
	主な病名				
協力者	氏名				
	電話番号				

要介護者 情報

要援護者情報					
本人	登録電話番号	046-822-0119			
	氏名	ヨコスカ ゴロウ	性別	男	
	生年月日	T.07.06.30	年齢	87	
	住所名称	小川町19番地			
	住所肩書	Aマンション101			
	障害名		3	介	
緊急通報先	氏名				
	電話番号				
医療機関	医療機関名				
	電話番号				
	主な病名				
協力者	氏名				
	電話番号				

要援護者データメンテナンス手順書(抜粋)

はじめに

要援護者データは毎月提供されるため、データ整備は毎月実施します。 要援護者データ整備に使用するメンテナンス機器は、「自動出動メンテナンス 装置」及び「地図メンテナンス装置」・「指揮台・指令台」です。

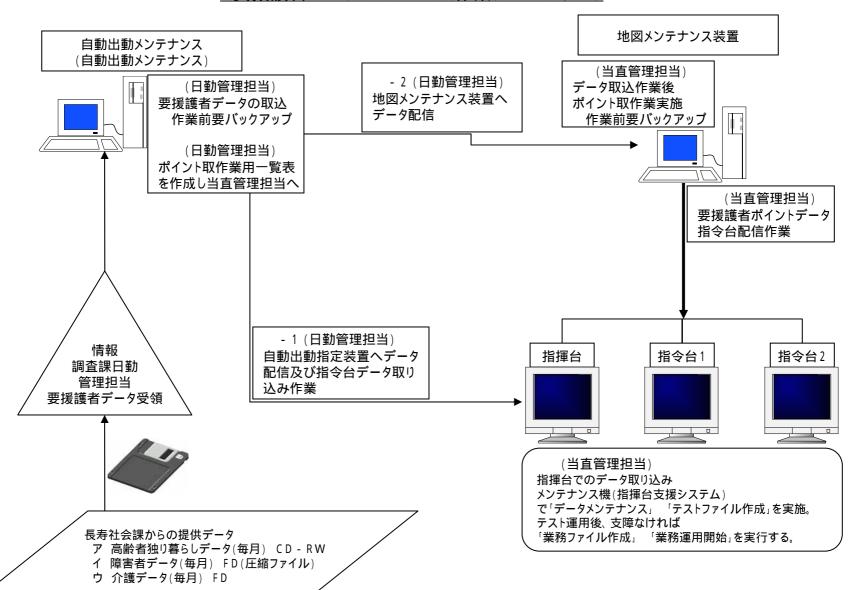
要援護者データは、119番通報時、また、災外出動隊にとっても大変に有力な情報となり、他部局から提供される重要な個人情報です。取り扱いは管理担当者以外の者は絶対に行わないでください。また、取り扱うものは情報の重要性を良く理解し、取り扱いは、慎重に行うこと。

メンテナンス作業は慎重に確実に実施し、バックアプ作業を必ず実施してくだ さい。

作業工程は下表を参考にしてください

担当	予定期日	使用機器	作業内容
	毎月10日まで	なし	データの受領
	毎月15日まで	自動出動	データ取り込み
日勤管理担当		メンテナンス装置	差分データを出力し当直管理担当へ
		自動出動メンテナンス装置 及び指揮台・指令台	指令台及び地図検索装置へデータ配信 及び指令台データ取り込み
	月末まで	地図メンテナンス装置・	データ取り込み及びポイント取 (要バックアップ)
当直管理担当		というハンファクスを直	ポイント取データの配信
		指揮台·指令台	指令台データ取り込み

要援護者データメンテナンス作業フローチャート



1 要援護者データの受領

各要援護者データの提供は CD-RW 及び FD により、データ提供を受けます。 各データの詳細については、下記のとおりです。

1.1 要援護者データ提供課

高齢者独り暮らしデータ: 長寿社会課障害者データ: 障害福祉課介護データ: 長寿社会課

1.2 要援護者データの種別及び提供サイクル

高齢者独り暮らしデータ: 毎月データの提供を受けます。障害者データ: 毎月データの提供を受けます。介護データ: 毎月データの提供を受けます。

1.3 受け渡し時の媒体

高齢者独り暮らしデータ : CD-RW により提供されます。障害者データ : FD により提供されます。介護データ : FD により提供されます。

1.4 提供されるデータ形式

高齢者独り暮らしデータ : CSV 形式

障害者データ : CSV 形式 (圧縮ファイル)

介護データ : CSV 形式

